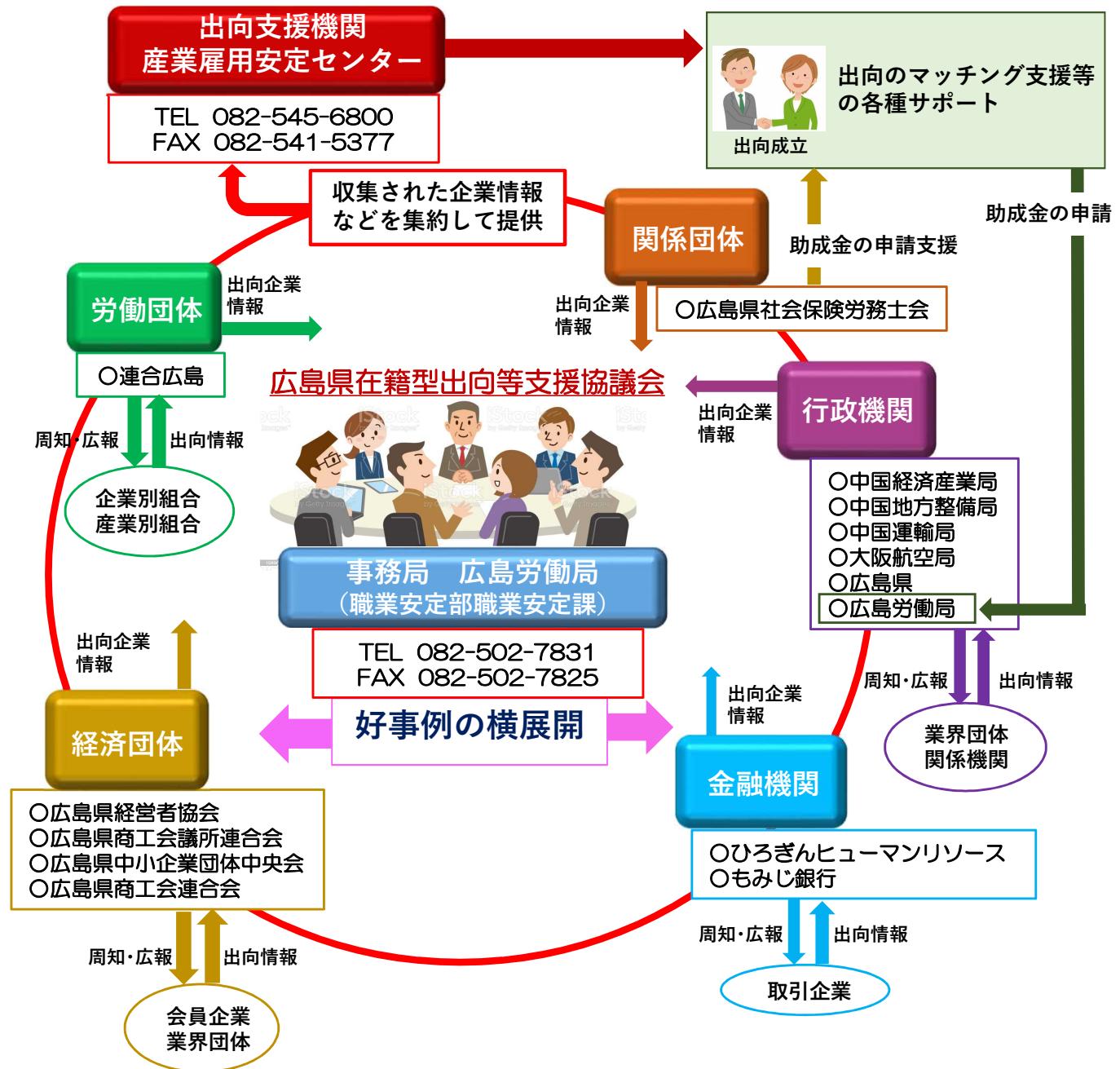


資料 4

在籍型出向支援について

広島県在籍型出向等支援協議会の連携体制について

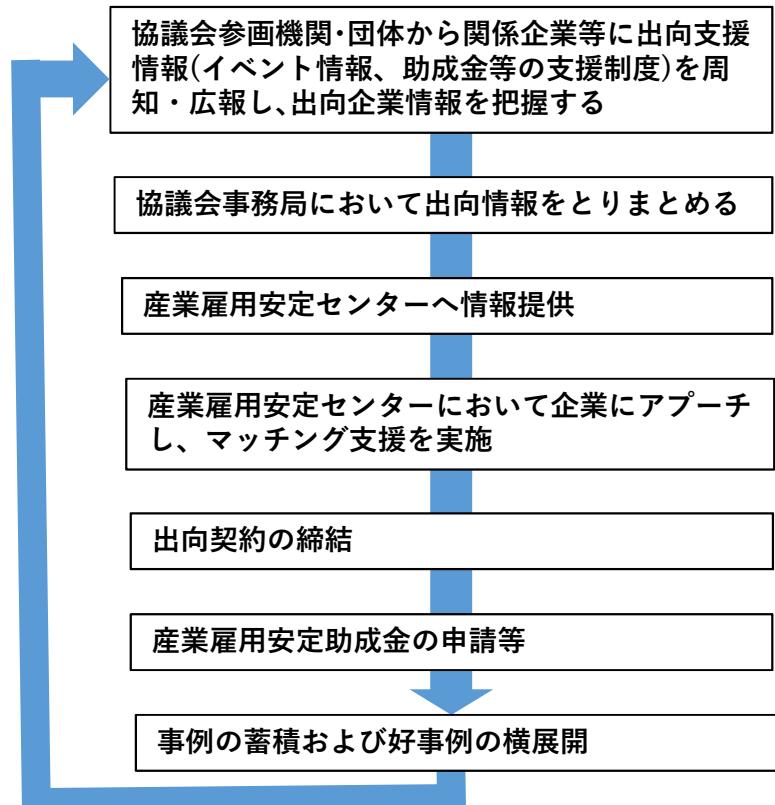
○協議会による連携体制



[基本的な考え方]

- 出向成立に向けた有機的な連携体制を構築する。
- 具体的には、各構成団体および機関が積極的に在籍型出向について周知・広報を行い、出向制度の認知度を高める。
- 周知・広報の結果として、各構成団体および機関が入手した出向企業(出向元・出向先)の情報を集約し、産業雇用安定センターに提供することで、出向の成立を促進する。
- また、出向の成立を好事例として横展開することで、ノウハウの蓄積を図り、好循環を作り出す。

—好循環の形成—



労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さん／人材を確保したい事業主の皆さんへ

在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

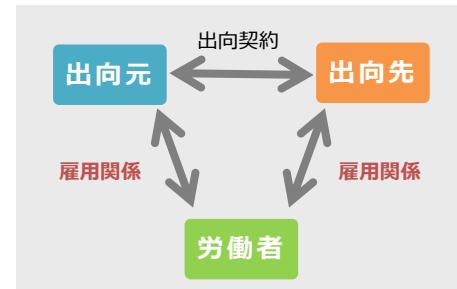
新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。
皆さんも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？



出向ハンドブック 助成金ガイドブック

「在籍型出向」とは？ ▶詳しくは出向ハンドブック8ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。



「在籍型出向」の事例 ▶詳しくは出向ハンドブック2ページ

旅行代理店（出向元）

インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

<企業規模：30～49人>



出向期間12か月
出向労働者1名

保育所（出向先）

保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、1年間限定で勤務してくれる方を探している。

<企業規模：50～99人>



「在籍型出向」のメリット ▶詳しくは出向ハンドブック6ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業

- ・出向労働者の**労働意欲の維持・向上**につながる（63%）
- ・出向労働者の**キャリア形成・能力開発**につながる（59%）
- ・出向期間終了後、出向労働者が**自社に戻ってくることが確実**である（56%）
- ・出向労働者への刺激になり、**自社の業務改善や職場活性化**に期待ができる（50%）

出向先企業

- ・人手不足が解消され、**自社の従業員の業務負担を軽減**できる（75%）
- ・社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った**人材を確保**できる（52%）
- ・自社の従業員への刺激になり、**業務改善や職場活性化**が期待できる（42%）
- ・新たに採用するよりも**人材育成のコストを抑制**できる（38%）

出向労働者

- ・出向先での新しい仕事の経験が**キャリアアップ・能力開発**につながる（57%）
- ・出向元での雇用が維持されているので**安心して働く**ことができる（46%）
- ・これまでどおりの収入を確保できたため**生活面の安定**が図られる（38%）

「在籍型出向」を開始するまでのステップ

ステップ
1

出向元 出向先

▶詳しくは出向ハンドブック10ページ

出向の相手を見つける

- 在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約2割程度です。
- （公益財団法人）産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先と一緒に見つけてくれたり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。（3ページ参照）

ステップ
2

出向元 労働者

▶詳しくは出向ハンドブック16ページ

労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い

- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
- 産業雇用安定助成金（4ページ参照）を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得ることに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。

ステップ
3

出向元 出向先

▶詳しくは出向ハンドブック20ページ

出向契約の締結

- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。

ステップ
4

出向先 労働者

▶詳しくは出向ハンドブック25ページ

出向期間中の労働条件等の明確化

- 労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。

ステップ
5

出向元 出向先 産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ

産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

出向開始

ステップ
6

出向元 出向先 産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック28ページ

産業雇用安定助成金の支給申請

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。
※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雰囲、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。



(公財) 産業雇用安定センターでは 「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチングを無料で行います。**
- 全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

お問い合わせ先

産業雇用安定センターのホームページをご覧ください

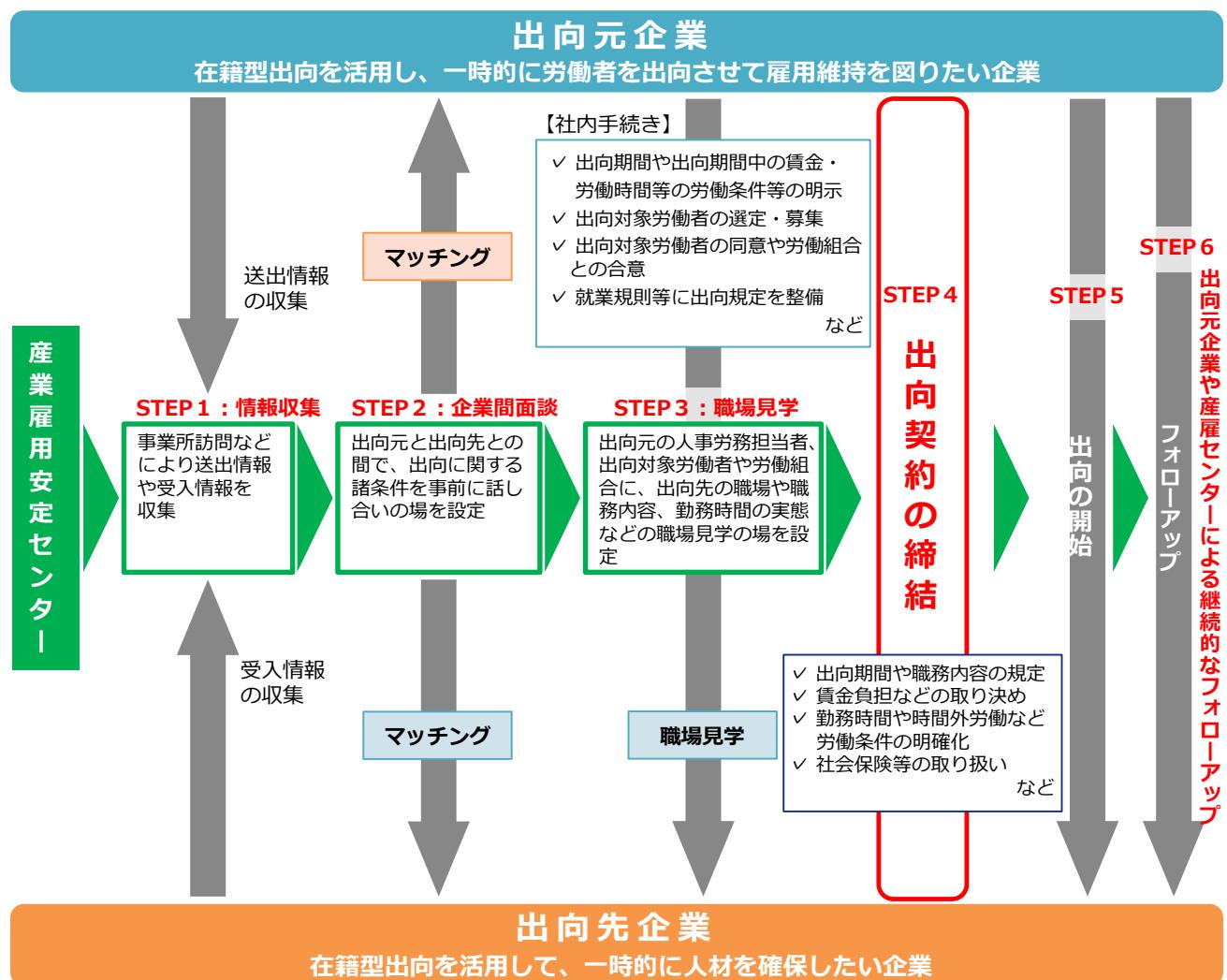


公益財団法人 産業雇用安定センター



センターHP

マッチング支援の流れ



「産業雇用安定助成金」で出向経費が軽減されます！

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



厚労省HP

助成金の対象となる「出向」

[対象] 雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）。

[前提] 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例

独立性が認められない事業主間の出向※¹も、一定の要件※²を満たせば助成対象となります。

※ 1 例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や、代表取締役が同一人物である企業間の出向など

※ 2 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

対象事業主

①出向元事業主 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

②出向先事業主 当該労働者を受け入れる事業主

助成率・助成額

出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など。

独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合は、助成率が異なります。

	中小企業※ ³	中小企業以外※ ³
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

※ 3 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業**2/3**、中小企業以外**1/2**

出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など。

独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額※ ⁴	各5万円／1人当たり（定額）	

※ 4 以下の場合、助成額の加算を行います。

- ・出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合
- ・出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合

申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**コールセンター、最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話番号 **0120-60-3999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局とハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省ホームページをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

雇用シェアで 従業員を守る 企業をサポート

在籍型出向制度

無料

コロナ禍だからこそ、企業も働く人も
みんなで援け合う「雇用」のカタチ



人材送出側

感染症の影響により
雇用維持に苦慮する
企業・事業所

感染症の影響で従業員の仕事がない。
雇用を維持するために一時的に
他社で働いてほしい。

メリット

1 雇用維持

2 回復後の人材確保

3 期間限定

4 産業雇用安定助成金 詳しくは裏面へ



人材受入側

感染症の影響などにより
人手不足が生じている
企業・事業所

人手不足が感染症の影響などで加速
している。人員の確保が急務である。

メリット

1 即戦力の 人材確保

2 採用コスト の軽減

3 期間限定 *繁忙期等

4 産業雇用安定助成金 詳しくは裏面へ



一般貸切旅客
自動車運送業
(観光バス)

インバウンドの外国人観光客の減少により
観光バス運転手の雇用維持に苦慮している。



一般貨物
自動車運送業
(トラック運送)

従来からの人手不足に加えて、感染症により食料品や衛生資材の輸送やDIY関連商品の出荷が増加。トラック運転手や倉庫関連の人員確保が急務である。



旅館・ホテル業

感染症の影響などにより稼働率が大幅に低下したため、4月入社の新入社員を自宅待機させていたが、社員教育を兼ねて出向を活用したい。



総合スーパー

新入社員の教育の重要性を理解し、出向受け入れを行った。地域企業間の相互協力の一環としての意味合いもあった。



製鋼・
製鋼圧延業

感染症の影響により輸出が減少している。その間に、異業種に出向させることにより品質検査等のレベルの底上げを図りたい。



自動車・同付属品
製造業

年末にかけて製造ラインの要員が不足するため、製造業の熟練者を早めに確保したい。



公益財団法人

産業雇用安定センター 広島事務所

〒730-0036 広島県広島市中区袋町3-17 シシンヨービル9階

TEL 082-545-6800 FAX 082-541-5377

ご利用時間 9:00~17:00

(土・日・祝日を除く)



センターの
ホームページ

「産業雇用安定助成金」のご案内

本助成金の相談・申請先は産業雇用安定センターではありません。
お問い合わせは都道府県労働局またはハローワークとなりますのでご留意ください。

助成金の対象となる「出向」

前提

雇用維持を目的とする出向が対象です

(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象。

雇用維持を図るための助成ですので、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です

その他の要件

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向(※1)も、一定の要件(※2)を満たせば助成対象となります。

(※1)例えば、子会社間(両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合)の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

(※2)新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

助成金の特徴

1 出向元／出向先両方とも助成金が受けられます

出向元事業主

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、
労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主。

出向先事業主

当該労働者を受け入れる事業主

2 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります

①出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および
労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成
します。

②出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらか
じめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備
品の整備など、出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。(※2)

	中小企業 (※1)	中小企業 以外(※1)
出向元が労働者の解雇などを 行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを 行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・先の計)		12,000円／日

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：
中小企業 2/3、中小企業以外 1/2

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり(定額)	
加算額(※3)		各5万円／1人当たり(定額)

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期
経費助成は支給されません。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化
した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合に
ついて、助成額の加算を行います。

3 助成対象となる経費

■出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、出向開始
日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期
経費が助成対象となります。

■出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月1日以
降の出向運営経費のみ助成対象となります。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約 ※1
労働組合などとの協定、出向予定者の同意

→ 計画届提出・
要件の確認 ※2

→ 出向の実施

→ 支給申請 ※3
助成金受給 ※4

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向
期間、出向中の労働者の待遇、出向労働者の賃
金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取
り決めてください。

※2 出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出
向計画届を作成し、出向開始日の前日(可能であれば2週
間前)までに都道府県労働局またはハローワークへ提出し
てください。(手続きは出向元事業主が行います)

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間(月
単位)ごとに出向元事業主と出向先事業主が共同事
業主として支給申請書を作成し、都道府県労働局また
はハローワークへ提出してください。(手続きは出向元
事業主が行います)

※4 支給申請書に基づき、出向元事業
主・出向先事業主それぞれに助成金を
支給します。

産業雇用安定助成金の申請・問い合わせ先

都道府県労働局・
ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課(助成金セン
ター)およびハローワークまでお問い合わせください。

★助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、
詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。

産業雇用安定助成金

検索